

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 令和元年8月22日

東京都作業部会確認年月日 令和元年9月5日

事業名 パラリンピック大会関係者宿泊料金の執行について

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	本事業は、開催都市契約大会運営要件等に定められ、東京2020パラリンピック大会の運営に不可欠であるIPC等パラリンピックファミリー及びIF技術役員等の宿泊費を負担するもの。 よって、大会に必要な経費として、5/31の大枠合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項と考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 大会時に利用する宿泊施設は、招致時に保証書を取得した宿泊施設をベースとして、組織委員会が確保している。 本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。 	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	必要性	開催都市契約大会運営要件等で、組織委員会が負担することが定められている、競技・大会運営に不可欠な大会関係者の宿泊料金を負担するものであり、大会の成功には必須である。
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> パラリンピックファミリーホテルの大会関係者負担額についてはIPCと交渉し、招致時よりも同負担額を多く求めることとし、経費削減を行った。 客室数や使用期間は開催都市契約大会運営要件に定められた最低条件を考慮して設定している。
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> V3予算内に収まる。 インバウンドの急激な拡大等により宿泊需要が高まる中、宿泊施設を招致時に取得した保証書の上限金額内の料金で確保している。
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	開催都市契約大会運営要件等に定められ、競技・大会運営に不可欠な大会関係者の宿泊料金の負担であり、公費負担の対象として適切であると考え。	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。